

# 船舶事故調査報告書

令和2年3月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年10月9日 12時15分ごろ
発生場所	広島県三原市古浜岸壁 尾道糸崎港松浜東防波堤灯台から真方位300° 1.2海里付近 (概位 北緯34°23.6′ 東経133°05.4′)
事故の概要	引船なさみ丸は、着岸作業中、係留中の給水船第八幸水丸 <sup>こうすい</sup> に衝突した。
事故調査の経過	令和元年10月17日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 なさみ丸、198トン 133287、東栄汽船株式会社 B 給水船 第八幸水丸、197トン 140727、三原給水株式会社
乗組員等に関する情報	A 操船者A、五級（航海）（免状失効中）
負傷者	なし
損傷	A 左舷船尾部外板に擦過傷 B 左舷船尾部外板に凹損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	A 船は、操船者Aほか3人が乗り組み、着岸作業中、船首部を古浜岸壁に着けて船首係船索をビットに掛けた後、左舷側を同岸壁に寄せようとしたところ、突如後進して同係船索が切れ、左舷船尾部が船尾方約30mに右舷着けで係留していたB船の左舷船尾部に衝突した。 A 船は、2基2軸の主機とゼットプロペラと呼称される2個のプロペラの向きを、左右各2本のレバーで操作するものであるが、他の多くの引船が、右に主機出力操作レバー、左にプロペラ方向操作レバーが配置されているのに対し、A船はその配置が左右逆となっていた。 操船者Aは、引船の操船が2～3年ぶりであり、A船と同じ操作レバーの配置の引船を操船した経験がなかったので、岸壁に寄せる際、プロペラ方向操作レバーを操作するつもりで主機出力操作レバーを操作してしまったと本事故後に思った。 B 船は、機関長が乗り組み、古浜岸壁に船首を西方に向けて右舷着けで係留中、A 船が衝突した。
分析	A 船は、着岸作業中、操船者Aが、A 船の主機出力及びプロペラ方向操作レバーの配置に不慣れで、プロペラ方向操作レバーを操作するつもりで主機出力操作レバーを操作して後進としたことから、船尾方

	<p>に係留していたB船に衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、右舷着け係留中、A船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船が、着岸作業中、操船者Aが、A船の主機出力及びプロペラ方向操作レバーの配置に不慣れで、プロペラ方向操作レバーを操作するつもりで主機出力操作レバーを操作して後進としたため、船尾方に係留していたB船に衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不慣れな船舶を操船する際は、操船に慣れるための対策をとるとともに、より慎重に操船に当たること。</li> <li>・ 海技免状の更新手続を適切に行い、有効な免状を保持した上で操船に当たること。</li> </ul>